

第 20 回児童虐待防止対策協議会	資料 2－2
平成 29 年 11 月 22 日	

「特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク」
提出資料



子どもへの虐待をなくそう!

子ども虐待防止オレンジリボン運動

オレンジリボンには、子ども虐待の現状を広く社会に知らせ、子どもを救うため“ひとりひとりにできること”を考え、行動しよう、虐待を受けた子どもたちが幸福になれるように、という気持ちが込められています。未来を担う子どもたちへの虐待が起こらない社会をつくり、地域のみなさまのご協力のもと、推進していきましょう。

総合窓口

認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク
オレンジリボン運動事務局

Mail info@orangeribbon.jp

Add 〒156-0043 東京都世田谷区松原1-45-10 KTスクエア4B

TEL 03-6380-6380 FAX 03-6379-3500

URL <http://www.orangeribbon.jp/>

《オレンジリボン憲章》

私たちは、子どもの成長と発達を支援することが社会全体の責任であることを自覚して、次のとおり行動します。



1 私たちは、子どものいのちと心を守ります。



2 私たちは、家族の子育てを支援します。



3 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。



4 私たちは、地域の連帯を拡げます。

私たちは、子ども虐待のない社会を目指します。



知ってください、オレンジリボン運動を…

オレンジリボン運動とは、

「子ども虐待防止」の象徴としての「オレンジリボン」を広める市民運動です。子ども虐待の現状を広く知らせ、子ども虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるように、という気持ちが込められています。

起源は、

2004年9月、栃木県小山市で二人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられて亡くなる事件が起きました。それを機に小山市「カンガルーOYAMA」が2005年にオレンジリボンキャンペーンを始め、「NPO 法人里親子支援のアン基金プロジェクト」がその活動を大きく育て、2006年からは児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口を担い、厚労省と協働して全国的にオレンジリボン運動を拡げています。



拡げてください、オレンジリボン運動を…

子ども虐待防止のためにあなたにできること。

- 虐待かなと思ったら、児童相談所全国共通ダイヤル ^{イチハヤク} **189** へ連絡してください。
秘密は守られます。連絡は匿名で行うこともできます。
子育てについてどこに相談してよいかわからない時も連絡ください。
- 子育てに悩んでいる人は、抱え込まずに気軽に **各自治体の窓口** へ相談してください。
- 虐待で苦しんでいる子どもは、がまんしないで話ししてください。
チャイルドライン 0120-99-7777 (月～土、16時～21時)
- 虐待を受けた子どもたちの自立支援に協力しませんか。
- 虐待を受けた子どもを育てて下さる方(里親)を募集しています。
- 子育てに大変そうな人がいたら、優しく声をかけてあげてください。

オレンジリボン運動に参加するには、

- オレンジリボンをあなたの胸に付けてください。
ピンバッジのご注文はホームページより⇒<http://www.orangeribbon.jp/>
そのほか、サポートグッズもご購入ください。
- 個人サポーターになってオレンジリボン運動を多くの人に広めてください。
登録は無料です。
サポーター登録は、ホームページより⇒<http://www.orangeribbon.jp/>
- 賛助会員になって当団体を資金面で支えてください。
年会費 3000円 / 1口 お申し込みはメールにて資料をご請求ください。
※お問い合わせ先 info@orangeribbon.jp
インターネット環境にない方は、電話やFAXにてお問い合わせください。



<ピンバッジ>

オレンジリボン運動は皆様からのご寄付で活動しています。ご協力をお願いいたします。

【寄付の振込み先】

みずほ銀行 笹塚支店(161)

口座番号／普通預金 2326106

口座名義／トクビ) 児童虐待防止全国ネットワーク
オレンジリボン事業部

ゆうちょ銀行

口座番号／00160-6-726468

口座名義／特定非営利活動法人児童虐待
防止全国ネットワーク



詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.orangeribbon.jp/>

認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク オレンジリボン運動事務局

〒156-0043 東京都世田谷区松原1-45-10 KTSクエア4B

E-Mail : info@orangeribbon.jp Tel 03-6380-6380 Fax 03-6379-3500

子ども虐待防止オレンジリボン運動

子どもへの虐待を なくそう！

～今、あなたにできることがあります～



「オレンジリボン運動」は、子どもへの虐待をなくす輪を広げる運動です。

親や養育者による虐待によって、子どもたちの命や心が奪われ、傷ついています。

子ども虐待について理解し、子ども虐待をなくすために、ぜひあなたの力をかけてください。

「子ども虐待」ってどういうこと？ どう

「子ども虐待」という言葉を、聞いたことがあると思います。テレビニュースや新聞で見たり聞いたりすると、特別な事件に見えるかもしれませんが、虐待はみなさんの身近で起こっている行為です。ここ数年、虐待による死亡事例は年間50件を超えており、週に1人が犠牲になっているほどです。また、死亡に至らなくても体や心に傷を負っている子どもたち、助けを求められない子どもたちがとてもたくさんいるのです。

子どもへの虐待は増え続けています

テレビや新聞などで報道されることによって、また、平成12年に児童虐待防止法が施行されたことなどによって、虐待に関心を持つ人が増えています。そのために、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が増えている（右ページグラフ参照）という見方がありますが、虐待そのものが増えているとも言われています。

親子を取り巻く環境が変わってきています

数十年前まで、子どもは大家族や、地域の大人の目に見守られながら育ってきました。しかし、核家族化が進み、また子どもを巻き込んだ犯罪が後を絶たないこともあり、親子だけで、家庭の中で過ごす時間が増えているようです。ご近所付き合いも減り、育児の悩みを気軽に相談できる相手もなく、親子が家庭の中に孤立している状況も多く見られます。

子どもの心や体が傷つく行為なら、それは虐待です

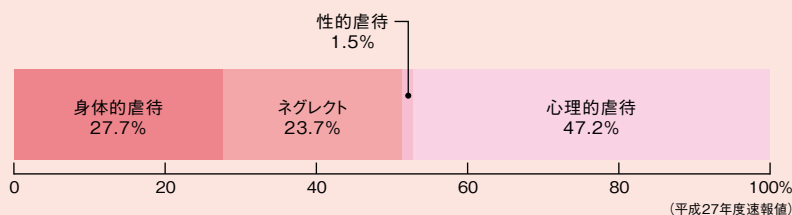
虐待のニュースが流れるたび、虐待した親や養育者は「しつけのためにやった」と言っていることが多いようです。もちろん、生活習慣や社会のルールは教える必要ですが、そのためには子ども自身の存在を尊重した一貫性のある養育態度が必要です。子どもの心や体を傷つけるような行為はしつけではなく、虐待です。親や養育者がさまざまな原因によるストレスを抱え、そのはけ口が弱い存在である子どもに向けられてしまっていると言えるでしょう。



さまざまな子どもへの虐待があります

虐待は大きく分けて4種類あります。

虐待の内容を見ると、最も多いのが心理的虐待が47.2%、次いで身体的虐待で27.7%、ネグレクトが23.7%となっております。



身体的虐待

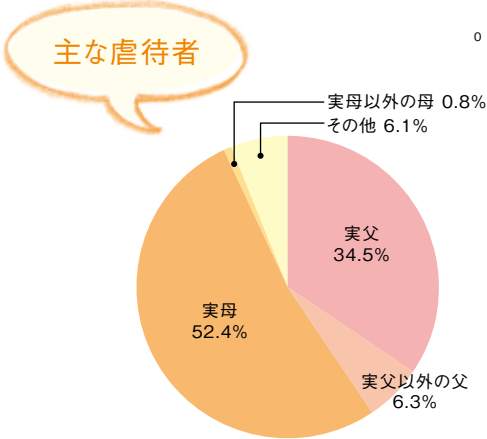
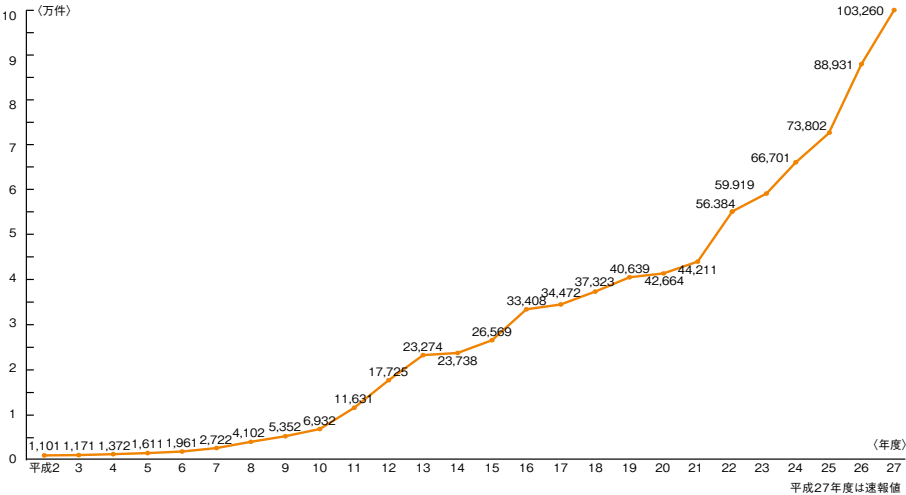
保護者が子どもに、殴る、蹴る、水風呂や熱湯の風呂に沈める、カッターなどで切る、アイロンを押しつける、首を絞める、やけどをさせる、ベランダに逆さづりにする、異物を飲み込ませる、厳冬期などに戸外に閉め出す、などの行為をすること。子どもは、打撲や骨折、頭部の外傷、火傷、切り傷などを負い、死に至ることもあります。

して増えているの？

データ出典：厚生労働省福祉行政報告<平成25年度>
社会保障審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門
委員会<第11次報告>

児童相談所における児童虐待相談対応件数は25年間で約90倍にもなっています

全国の児童相談所における虐待に関する相談対応件数は、平成2年度は1,101件でしたが、27年度は10万3,260件（速報値）となり、25年間のうちに約90倍に増加しています。また、児童虐待防止法の施行前の平成11年度の1万1,631件と比べると、平成27年度は8.8倍にまで増加しています。

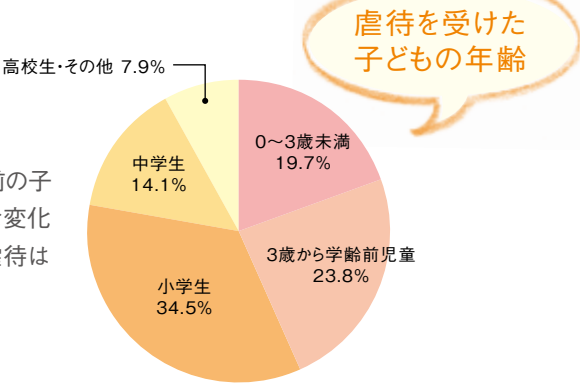


虐待者の約5割以上が実母、3割以上が実父です

虐待者でもっとも多いのは実母で、全体の52.4%を占めており、平成11年度の調査件数では6,750件だったのが、平成26年度調査では4万6624件と約7倍になっています。実父の割合は34.5%ですから、実父母からの子どもへの虐待が全体の9割近くとなっています。

4割以上が小学校入学前の小さな子どもたちです

0～3歳未満が19.7%、3歳から学齢前児童23.8%ということで、小学校入学前の子どもの合計が43.5%に及んでいます。また、小学生以上に対する虐待は、大きな変化は見られず小学生へは35%前後、中学生へは14%台、高校生（その他）への虐待は7%台で推移しています。



性的虐待

性的虐待には、子どもへの性交や、性的な行為の強要・教唆、子どもに性器や性交を見せる、などがあげられます。性的虐待は、本人が告白するか、家族が気づかないとなかなか顕在化しません。実父や義父などから「お母さんに話したら殺すぞ」などと暴力や脅しで口止めをされているケースも少なくありません。

心理的虐待

心理的虐待は、大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しくきょうだい間差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける、子どもがドメスティック・バイオレンスを目撃する、などを指します。いわば、子どもの心を死なせてしまうような虐待、と言えるでしょう。

ネグレクト

保護の怠慢、養育の放棄・拒否など。保護者が、子どもを家に残して外出する、食事を与えない、衣服を着替えさせない、登校禁止にして家に閉じこめる、無視して子どもの情緒的な欲求に応えない、遺棄するなどを指し、パチンコに熱中して子どもを自動車内に放置するなども入ります。

「子ども虐待」についてのギモンQ&A

子どもへの虐待についての疑問をQ&Aとしてまとめました。

基本的な知識ですから、ぜひ知っておきましょう。

虐待についてきちんと知ることが、子どもを虐待から守ることにつながります。

Q

しつけと虐待は違いますか？

QUESTION

A

子どもが耐え難い苦痛を感じれば、虐待です。

虐待としつけ。この二者間には、しっかりと線引きできないグレイゾーンが存在します。が、多数の事例に関わってきた福祉、保健関係者や精神科医、小児科医などが言うように「子どもが耐え難い苦痛を感じることであれば、それは虐待である」と考えるべきです。

保護者が子どものためだと考えていても、過剰な教育や厳しいしつけによって子どもの心や体の発達が阻害されるほどであれば、あくまで子どもの側に立って判断し、虐待と捉えるべきでしょう。

Q

子どもに暴力を振るわなければ、虐待ではありませんか？

QUESTION

A

身体的虐待のほか、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待があります。

2～3ページで解説しているとおり、虐待には大きく分けて4種類あります。

暴力を振るうなどは身体的虐待ですが、ネグレクト(育児放棄)も大きな問題になっています。幼い子どもを室内に残して外出したり、車中に放置したり、また食事を与えないなどの行為は、ネグレクトにあたります。そのほか、子どもの前で親が配偶者に暴行する「面前DV」やきょうだい間の差別・精神的に著しく子どもの人格を否定するなどの心理的虐待、子どもに性的な行為を強要するなどの性的虐待があります。



「子ども虐待」 心のメッセージ

虐待を受けた子ども、虐待をしてしまったお母さんからの手紙をご紹介します。傷ついた子どもの様子と、子育てに苦しみお母さんの様子から、子ども虐待への対応には、子どもを守り、子育てをする親や養育者を支える視点が必要なことがわかります。

※事例は、手紙集「被虐待児からのメッセージ 凍りついた瞳が見つめるもの」椎名篤子編(集英社)より



子どものつぶやき



「父に体をなでまわされる」

幼稚園くらいまで、父と一緒に寝ていましたが、明け方になるといつも私の体をなでまわしていました。小学生になり、やっとひとりの布団で寝ることができるようになった頃、両親からの暴力が始まりました。それに弟も加わり、学校ではいじめられ、居場所がなく、近所の公園で木や草に話しかけ、野良猫と遊ぶときがいちばん安らげるときでした。



お母さんのつぶやき

Q QUESTION

虐待された子どもは、心にどんな影響を受けますか？

A ANSWER

自分を大切に思えず、心に受けた傷に一生苦しむこともあります。

子ども虐待とは、子どもが耐え難い苦痛や、なす術のない無力感を味わうことだと言えます。虐待を受けた子どもには、非常に低い自己評価が特徴的にあらわれます。それは親や養育者から「おまえは何をしてもだめなのだ」「要らない子どもだ」というメッセージを有形無形に受け、自分の存在を肯定できなくなるからです。

自分を受け入れてくれる人や居場所が見つからず自殺を思い詰めたり、自分に自信がなく、対人関係を作るのが苦手な社会生活でも苦労するなど、一生に影響を与えることもあります。

Q QUESTION

虐待された子どもには、どんなケアが必要ですか？

A ANSWER

子どもたちには育て直しや長期間の応援が必要です。

虐待を受けた子どもは、早期に発見して保護すること、安全に守られる生活を保障し、必要に応じて治療的環境に置くことが必要です。心のケアとして、保護者の代わりに大人が1対1の信頼関係を築き、愛着を結ぶ「育て直し」が必要なことがあります。虐待を受けた子どもが大人になっていくとき、折々に自信がなく不安であることも多く、結婚、子育てまで、継続して支えていくことも大切です。



Q QUESTION

子ども虐待を通告するのは、よその家庭に干渉するようで気が引けます

A ANSWER

一刻も早く子どもを保護し、命を守るために、通告が必要です。

「虐待を通告する」というと、ものものしい感じを受ける方もいるかもしれませんが、関係機関に対して虐待についての情報を伝え、子どもや保護者への支援をスタートさせるきっかけとなるのが通告です。虐待をしている場面を確認しなくても、虐待が起こっていると思ったら通告してください。もし、虐待でなかったとしても、責任を問われることはありません。通告については10ページも参照してください。

「ビンタを止められない」

息子の2歳の反抗期頃から私の強さ、わがままに耐えきれず、ぶったり、けったりが始まって、かわいいときにくらいときがものすごいギャップのある生活でした。私自身がパニックになって息子をビンタしたりしているときは止められない状態になり、殺してしまうのではないかと感じていました。子どもと対立して、子どもを負かすために殴っていたと思います。

「あんたなんか死ね」

5歳と2歳の女の子の母親(31歳)です。上の子に「あんたなんか死ね」「嫌われ者」「大キライ」など、毎日何回も言っています。一日のうちで急に悲しくなったり、子どもを怒ってみたり、たたいたり、殴ったりもします。体じゅうの血液が逆流するようになると人格も自分でも別人のようになっていると思います。

「ミルクをあげるのがおっくう」

夫に借金があるのがわかり、息子が6カ月になった頃から、泣き声が耳につき、だんだんうるさくなりました。息子はいい子なのに、私はミルクをあげるのがおっくうで、お腹がすいて泣くのを放っておくのです。息子は泣き疲れ、指をしゃぶりながら眠ってしまいます。申し訳なさで涙が出るのですが、また、同じ事をしてしまう二重人格の私がいまいました。

「私は子どもを虐待しているかも？」 虐待してしまうのは、どんな場合なのでしょう？

多くのお母さんやお父さんは、子どもを愛しみ育てたいと思っているでしょう。
でも、子どもへの虐待は起こります。なぜなのでしょう？

虐待は、どの家庭でも起こりうるものです

情報が氾濫している今、「こうしなければならない」「こうでなければならない」というプレッシャーが親を追いつめ、完璧な親になろうとして、うまく行かずに、子どもに当たってしまうことがあります。夫の生活が仕事中心で育児に協力してくれない、核家族化で親しく相談できる人がいない、など、現代社会が抱えている問題が背景に潜んでいることもあり、子ども虐待は、どの家庭でも起こりうることだと言えます。

虐待を引き起こす要因は何でしょう

虐待の背景は複雑で、親や養育者が抱える事情がいくつも重なって起こるようです。
要因には、以下のようなことが挙げられています。

さまざまな要因

- 育児に不安がある
- 夫が育児に協力してくれない
- 夫婦の仲がよいくない
- 経済的に苦しい
- 夫が定職についていない
- 孤立した子育て
- 親自身が自分の親との葛藤を抱えている
- 虐待の世代間連鎖※
- 産後うつ病
- アルコール依存症 など

※連鎖を起こすのは、虐待を受けた人の約3分の1程度という報告があります。

子ども虐待を受けた人のすべてが連鎖を起こすのではなく、その他の多くの人たちは一生懸命に子育てしています。



もし今、虐待しそうと思ったら.....

子どもを虐待しそうになってしまったら、すぐに今できる
右の対処法を思い出しましょう。

気持ちを落ち着かせて、冷静になることが大切です。そして
自分だけで想いを抱え込まずに、電話相談するなど、助けを
求めましょう。

気持ちが穏やかなときに、右の3つの方法を確認しておき
ましょう。

子どもから離れて、部屋の外に出てみましょう



子育てに悩みや不安を感じたら

子育てに不安を感じたら、誰かに相談しましょう。育児の悩みが募ると、子どもへの虐待につながってしまうこともあります。思い詰めてしまう前に、育児の相談をしたり、お母さん同士で交流することで、悩みが軽減されたり、解決の糸口がつかめることもあります。詳細については、あなたのお住まいの市区町村におたずねください。

♡ 民間団体が行っている 電話相談を利用しましょう

子育てしていて、つらいことはありませんか？ ひとりで苦しみ、悩みを抱えていないで、電話相談をしてみませんか？

思わず子どもを殴ってしまいそうになったら、その上げた手で受話器を握り、電話をかけてみませんか？ 誰かに自分の気持ちを話すことで、あなたはひとりではなく、なると思います。

☎ 「全国 子育て・虐待防止ホットライン」
0570-011-077 (ナビダイヤル・10～17時・日祝休)

♡ 仲間づくりをしましょう

- 地域子育て支援拠点 (つどいの広場、地域子育て支援センターなど)
- 子育てサークル など



♡ 育児支援のための 家庭訪問を利用しましょう

- 支援を必要とする家庭への訪問
- 出産後の母親への家庭訪問
- 保健師などによる乳幼児家庭訪問 など

♡ 専門職へ相談しましょう

- 乳幼児健康診査
- 保健師、保育士、医療関係者などに相談 など

大きく深呼吸してみましょう



上げたその手で、受話器を持って、電話相談しましょう



家庭を支える 子ども虐待防止のネットワーク

子ども虐待の早期発見・早期対応・再発防止には、地域の関係する各機関のネットワークがたいへん重要です。子ども虐待についての情報を持っている方は、最寄りの機関へご相談ください。

(地域によって名称や活動内容が異なることがあります。)

学 校

子どもが毎日通うので、気になる様子や変化を察知できます。不登校などの場合は、保護者に連絡を取ったり、児童相談所などと連携を取ります。



病院・診療所

子どものケガの治療などで、虐待を発見するケースがあります。



保育園・幼稚園

毎日通う場ですから、親子の気になる様子に気づきやすいのが特徴です。



近隣住民(すべての国民)

頻繁な泣き声や怒鳴り声、子どものケガや身なりなど、「虐待では？」と気になることがあったら通告しましょう。



家 庭



子ども虐待防止に関わるNPO

電話相談や講演会などを通して、子ども虐待防止に関わる活動を行っています。



民生委員・児童委員・主任児童委員

地域の人などからの情報によって、気になる親子がいれば、児童相談所などと連携して援助や支援を行います。



警 察

地域の住民からの通報によって出動し、虐待を発見することがあります。児童相談所の立ち入り調査などに協力します。



子ども虐待の定義、発見、通告に関する法律（抜粋）

児童虐待の防止等に関する法律

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受け

た児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

児童福祉法

（要保護児童発見者の通告義務）

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合において、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

保健所・保健センター

健診や健康相談などを通して、気になる親子がいれば、児童相談所などと連携して援助や支援を行います。



地域子育て支援拠点（つどいの広場、地域子育て支援センターなど）

育児相談などを通して、気になる親子がいれば、児童相談所などと連携して援助や支援を行います。



療育センター（障害のある子どもの相談機関）

相談や養育訓練を通して、子どもの様子をキャッチし、虐待があるようなら、通告します。



通告

児童相談所

虐待の通告を受け、専門職による調査・判定などを経て親子を支援したり、子どもの施設への入所手続きをします。虐待に対応するためのさまざまな法的権限をもつ機関で、親や養育者が拒否する場合でも、立ち入り調査や一時保護、あるいは親子を分離するために家庭裁判所への申し立てを行うことができます。



市区町村の役所

児童相談所のアドバイスを受けながら、親子を直接援助したり、関係機関をつなぐ大切な役割を担います。



福祉事務所

子ども、お年寄り、障害者への福祉サービスの総合窓口です。第一線で担っています。通告を受け、必要なら面接や訪問などを行い、親子を支援します。



「子ども虐待」かなと思ったとき、あなた

「近所の人虐待しているのでは？」と感じたら、どうせ人ごと……、関わりたくない……という意識は捨てましょう。子どもがひどい状況に置かれているかも知れません。子どもはほとんどの場合、自分から助けを求めることができませんから、子どもを救うために、あなたが、ぜひ行動を起こしてください。

「虐待かな？」と思われる子どもや家庭を知った人は、迷わず通告しましょう

体に殴られたようなあざや切り傷をつけた子どもがいる、汚れた衣服を着て食事を与えられていないような子どもがいる、子どもが厳冬期に戸外に長時間出されている、子どもの姿は見たことがないけれど火がついたように泣いているのがいつも聞こえる、小さな子どもを残して両親がいつも外出し食事や世話を十分にしていない……。このように、著しく様子がおかしい、適切な養育を受けていない子どもがいるようだ、と気づいた方は地域の児童相談所などに通告してください。



●「虐待といいきれない」と迷ったら、相談してください。

あなたからの相談が、苦しい思いをしている親子がより援助者に出会えるきっかけになるはずです。

●事実を目で確認しなくても、匿名でも通告することができます。

相談した人が誰かを特定するような情報は、必ず守られます。

結果として虐待でなくても、通告した人が責められることはありません。

虐待ともいえないけれど、
ちょっと危なっかしい…

「子どもをひどく怒っている」……など、日常的ではないけれど、気になる親子の様子があったら、可能なら声をかけてみましょう。

育児の悩みを話せる相手がいれば、もしかしたら心が少しおだやかになれるかもしれません。でも、あなたが受け止めきれなかったら、無理することなく、児童相談所などへ連絡し、専門職の支援にゆだねましょう。

「全国 子育て・虐待防止相談窓口」

●虐待かなと思ったら…

児童相談所全国共通ダイヤル

 **189** (いちはやく)

●お近くの市町村の窓口へ

保健所・保健センター・地域子育て支援センターなど



子どものこんなサインを見落としていませんか？

ちょっとした「目くばり」「気くばり」で、
子どもを虐待から救えます。

右のサインが見られたら、様子を見守り、
児童相談所などへの相談をお願いします。

- | | |
|--|--|
| ☐ 不自然な傷や打撲のあと | ☐ 夜遅くまで一人で遊んでいる |
| ☐ 着衣や髪の毛がいつも汚れている | ☐ 一時間以上泣き続けたり、一週間以上毎日泣くなど心配な様子がある |
| ☐ 表情が乏しい | |
| ☐ おどおどしている | ☐ 「痛い」「やめて」という声が聞こえる |
| ☐ 落ち着きがなく、乱暴になる | ☐ 親を避けようとする |

にできること

保護された子どもは、どんなところで暮らすことになるの？

虐待を受けた子どもが危機的な状況にあると判断された場合などには、児童福祉法によって児童相談所が一時保護します。その後、家に帰せないと判断された子どもは、児童福祉施設に入所したり、里親さんのもとで暮らすことになります。関係する児童福祉施設には、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設などがあります。

乳児院

乳児（1歳未満児）や幼児を養育する施設です。家族に対しても養育に関する相談やアドバイスを行っており、入所した子どもの6割以上が両親や親族の元に帰ります。

全国乳児福祉協議会
(<http://www.nyujiin.gr.jp/>)

児童養護施設

虐待を受けた子どもや保護者のない子どもなどが18歳（場合によっては20歳）まで生活する施設です。子どもの心理的なケアや個別的な対応を行い、家族に対する支援を行うとともに退所後の相談や援助も行います。

全国児童養護施設協議会
(<http://www.zenyokyo.gr.jp/>)

児童自立支援施設

家庭環境による非行やその他の理由により生活指導等を要する子どもが入所する施設で、生活指導や学習指導などの自立支援を行っており、退所後の相談や援助も行います。

全国児童自立支援施設協議会
(<http://zenjikyoo.org/>)

情緒障害児短期治療施設

虐待を受けた子どもなど、心の治療が必要な子どもが入所または保護者の元から通所し、施設や家庭で生活しながら治療する施設で、医師や心理療法を担当する職員などが配置されています。

全国情緒障害児短期治療施設協議会
(<http://www.zenjotan.org/>)

母子生活支援施設

配偶者のない母親などと18歳（場合によっては20歳）までの子どもを保護し、母子の生活や自立を支援している施設です。

全国母子生活支援施設協議会
(<http://www.zenbokyoo.jp/>)

自立援助ホーム

施設等を退所し就職する中学校卒業児などに対し、ホームでの暮らしの中で相談、その他の日常生活上の援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

全国自立援助ホーム協議会
(<http://zenjienkyoo.jp/>)

里親さんになろう

虐待を受けた子どもや家庭で養育できない子どもを家庭的な環境の中で家族のように育てるのが里親です。子どもが地域において里親から温かい愛情を注がれながら暮らすことができるとも大切な制度です。なお、里親に対しては相談や養育援助などの支援が行われています。

里親になりたい場合

児童相談所に申請し、児童相談所が申請者の家庭の状況などを調査。その後、各都道府県の児童福祉審議会などの意見を聴いて、里親になることが適当と認められると、知事が里親として認定します。里親への子どもの委託は、登録された里親の中から児童相談所が決定します。子どもを養育している間は、里親手当、子どもの生活費や教育費などが支給されます。

お問い合わせ 地域の児童相談所まで



オレンジリボンの運動を知ってください

～オレンジリボンには、「子ども虐待防止」というメッセージが込められています～



子どもが虐待によって命を奪われるという痛ましい事件をきっかけに、オレンジリボン運動が始まりました。オレンジリボンを見たときに、子どもへの虐待防止を思い出してください。オレンジリボンの運動を、全国に広げていきましょう。

リボンに、オレンジ色を選んだ理由

ーオレンジ色はあたたかさや明るさの象徴ですー

オレンジ色は里親家庭で暮らす子どもたちが選んでくれた色です。子どもたちは胸の中でずっとオレンジフルーツのような明るさと、暖かさを大人に求めているのかもしれません。

オレンジリボン運動の起源は、痛ましい事件から

2004年、栃木県小山市で3歳と4歳になる二人の可愛らしい兄弟が何度も何度も父親の友人から暴行を受けていました。警察に通報されていたんは保護されながら、周囲の諸機関が適切な措置を取らなかったために、9月11日ガソリンスタンドや車の中でまたさんざん暴行を受け、息も絶え絶えの状態です。橋の上から川に投げ込まれて幼い命を奪われる、という痛ましい事件が起きました。

2005年、栃木県小山市の「カンガルーOYAMA」という団体が、二度とこのような事件が起こらないようにという願いを込めて、子ども虐待防止を訴える「オレンジリボン運動」を始めました。そして、NPO法人「里親子支援のアン基金プロジェクト」が協力し、大きく育てました。

オレンジリボンに願いを込めて、全国に活動を広げています

子どもが虐待を受け、近年、命を失ってしまうという事件が年間約50件起きています。それだけではありません。虐待を受け、苦しんでいる子どもたちたちがどんどん増え続けています。そして、その苦しさの余り自らの命を絶ってしまう子もいます。私たち児童虐待防止全国ネットワークは、このような事件が決して起きないという願いを込めて、2006年からオレンジリボン運動の総合窓口を担っています。国や自治体などのバックアップもあり、子ども虐待の現状に直面する児童福祉の関係者をはじめ、各種団体・企業・個人の皆様へと、全国的に活動が広がっています。



オレンジリボン憲章

私たちは、子どもの成長と発達を支援することが
社会全体の責任であることを自覚して、
次のとおり行動します。

1 私たちは、子どものいのちと心を守ります。

2 私たちは、家族の子育てを支援します。

3 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。

4 私たちは、地域の連帯を拡げます。

私たちは、子ども虐待のない社会を目指します。

啓発活動のための各種ツール

オレンジリボン運動は、一人ひとりの胸にオレンジリボンをつけていただき、「子ども虐待」について知ってもらうための活動です。ピンバッジやポスター、チラシなどの配布やホームページなどを通じて、広く皆様に虐待に関する情報を提供しています。

ピンバッジ

オレンジリボンのピンバッジです。いつも身につけていただき、子ども虐待防止をPRしてください。台紙にもオレンジリボンのメッセージがこめられています。



布製オレンジリボン

市販のリボンを使用し、ご自身で手軽に作れます。イベントや街頭などでの配布など、広くご活用いただけます。ホームページで作り方を紹介しています。



Tシャツ

イベント等で着用するなど広くご活用いただけます。



啓発シール

名刺や封筒などに貼ってご活用いただけます。



クリアファイル

書類やイベント等で配布資料入れにご活用ください。



ポスター・チラシ

「子どもへの虐待をなくそう!」とオレンジリボンの趣旨を説明するポスターとチラシを配って、子どもへの虐待防止を呼びかけています。



ホームページ

オレンジリボン運動公式サイトでは、オレンジリボン運動の活動紹介のほか、子どもへの虐待についての説明や統計データ、相談窓口に関するご案内も掲載しています。



<http://www.orangeribbon.jp/>

子どもを虐待から守るための5カ条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告してください)
- 2 「しつけのつもり」は言い訳(子どもの立場に立って判断しましょう)
- 3 ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行しましょう)
- 4 親の立場より子どもの立場(子どもの命を最優先しましょう)
- 5 虐待はあなたの周りにも起こりうる(特別なことではありません)

自治体や企業も、オレンジリボン運動に

民間団体、企業、自治体、厚生労働省等にご協力いただき、子ども虐待防止の象徴として「オレンジリボン」を子ども虐待防止活動のいろいろな場面（イベント、ツール作成、街頭配布等）で活用していただいています。オレンジリボンのホームページ（<http://www.orangeribbon.jp/>）でも、全国のイベントや情報を随時紹介しています。（以下ご紹介は、これまでの一例です）

ランドマーク施設等をオレンジ色にライトアップ

- 神戸市：神戸海洋博物館、神戸市庁舎、神戸ポートタワー、神戸モザイク観覧車
- 京都市：京都タワー
- 松本市：松本城
- 大阪府：大阪城天守閣、通天閣



京都タワー



通天閣

スポーツなどでのPR

- サッカーJリーグ各自治体との連携によるイベント実施

TV、新聞、雑誌、電飾看板などでのPR

- 大阪府：テレビCM
- 育児放棄防止のCM制作（㈱東北新社）
- オレンジリボン運動啓発のCM制作（日本アムウェイ合同会社）
- 区役所内のモニターでの啓発（札幌市）



区役所内モニター（札幌市）

オリジナルグッズの制作・配布キャンペーン活動

- 全国一斉オレンジリボン啓発マスク街頭配布
- 春のオレンジリボンキャンペーン 個人サポーターによるポスター掲示
- オレンジリボンマーク付ゴルフボール、グローブ販売（㈱ゴルフ・ドゥ）
- 啓発トイレトイレットペーパー制作販売（林製紙㈱）
- オレンジリボンネックレス販売（ブランドショップハビネス）
- めいぐるみ配布で啓発（㈱GSクラフト）



啓発マスク街頭配布



啓発トイレトイレットペーパー（林製紙㈱）

オレンジリボンバス、電車など

- ラッピングバス（大分県他）
- 渋谷ハチ公前広場「青ガエル」（東急電鉄旧車両）にて啓発



渋谷ハチ公前、青ガエル車両内



ラッピングバス（大分県）

オレンジリボンツリー等オブジェの作成・設置

- オレンジリボンツリーでの啓発（各地多数）
- オレンジリボンツリー・プロジェクト（日本アムウェイ合同会社）
- 山王パークタワーに啓蒙バナー掲示（フィリップモリスジャパン㈱）
- 公式ポスターコンテストのパネル展示（東京都、大和商事㈱、ユースキン製薬㈱他）
- 厚生労働省1階ロビーにて「子ども虐待防止決意と願いのツリー」を展示



フィリップモリスジャパン㈱本社



オレンジリボンツリー（日本アムウェイ）



ユースキン製薬㈱

ポスター展示



大和商事㈱

取り組んでいます

シンポジウム、研修会等での活動

- 国際子ども虐待防止学会・日本子ども虐待防止学会 子ども虐待防止世界会議 名古屋 2014
- 『『大阪市西区二児放置死』事件から見た市民の役割』(社団法人子ども情報研究センター)
- 子育て支援フォーラム～子育ての応援とゼロ歳児からの虐待防止を目指して(公益財団法人SBI子ども希望財団)

さまざまなイベントでのPR

- 子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー(神奈川、東京、岐阜、山口、栃木、滋賀ほか)
- 子供未来とうきょうメッセにてオレンジリボンブース出展
- ママフェスでの啓発(NPO子育てパレット、いっさいがっ祭他)
- 岡山市オレンジリボンフォーラム(岡山市オレンジリボンキャンペーン実行委員会)
- チャリティゴルフコンペ(緑ゴルフ・ドウ、和がらしの会ほか)
- 学生・若者による啓発活動「若者会議」など(NPO法人全国福祉未来ネットワーク)
- 映画上映会にてPR(各地多数)
- キャラクターショー「イクメン戦士ネリマックスショー」による啓発(ねりパパ)
- マイケルジャクソン追悼ダンス&チャリティイベントin道頓堀(マイケルを踊ろう会 関西)
- オレンジリボンキャンペーンとしてペーパークラフトワークショップ(児童虐待防止協会)
- ゆるキャラによる啓発(各地多数)



ペーパークラフトワークショップ(児童虐待防止協会)



オレンジリボンたすきリレー(神奈川)



ゆるキャラによる啓発(岡山市)



ネリマックスによる啓発

その他

- オレンジリボン支援自動販売機(コカ・コーライーストジャパン(株)、ポッカサッポロフードアンドビバレッジ(株)、コカコーラウエスト(株)、キリンビバレッジ(株) ほか)

認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク主催イベント

- シンポジウムの開催「児童虐待防止に向けた『児童福祉法等の改正』を活かすために～現場からの発信～」
- オレンジリボンフォーラム「親と子を楽しもう」
- 公式ポスターコンテスト
- 子どもの虐待死を悼み命を讃える市民集会&鎮魂の行進



オレンジリボンフォーラム

登録支援企業: 373社 登録支援団体: 395団体 個人サポーター: 13,118人 (平成28年9月現在)

「子ども虐待防止オレンジリボン」の総合窓口 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク

子どもたちと虐待に関わる各分野での情報交換や共同のソーシャルアクションを行い、また子ども虐待防止の現状や見通しなど各分野からの意見・報告を積み重ねて検討したり、シンポジウム等で発信したりする活動や、子ども虐待の現状や防止などについて広く啓発するための活動を行っています。厚生労働省の呼びかけによって子ども虐待問題に取り組む省庁及び関係団体が集う「児童虐待防止対策協議会」のメンバーでもあります。

主な活動内容

- 子ども虐待に関わる法制度の改善のための啓発と現状に基づいた建設的な議論を重ねるためのシンポジウム、子ども虐待防止にかかわる専門職のための研修等の開催
- 子ども虐待防止や支援活動、制度等に関する情報収集・提供・調査等の実施
- 「子どもの虐待死を悼みいのちを讃える市民集会」など、子どもの虐待防止・支援環境等の改善、子どもの命の大切さなどを訴えるイベントの開催
- 子ども虐待防止のオレンジリボン運動事業の実施

平成27年度は全国100ヶ所以上でオレンジリボンを活用したイベントなどが開催されました。



平成27年11月、東京・ニッショーホールで「子どもの虐待死を悼み命を讃える市民集会」を開催しました。集会に引き続き京橋プラザまで行進を行い、沿道の方々に子ども虐待防止を広くアピールしました。

<http://www.orangeribbon.jp/>

発行／認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク
〒156-0043 東京都世田谷区松原1-45-10 KTスクエア4B
Tel: 03-6380-6380 Fax: 03-6379-3500 E-mail: info@orangeribbon.jp